

第6章 住民参画・情報公開に関する対応

6.1 基本的事項

6.1.1 住民参画・情報公開の必要性

返還合意から引渡しまでの間における自然環境等の保全や健康被害の問題、環境事故発生時（運用中の基地）や返還跡地における汚染発覚時の健康被害の問題は、県民の大きな関心事項であるだけでなく、特に地域住民や土地所有者の生活に大きな影響を与えるものである。そのため、地域住民及び土地所有者の要望を把握し、疑問や不安を適切かつ迅速に払拭することが求められるが、関係法令においては明確な規定がほとんど存在していないのが現状である。

適切に住民参画・情報公開が実施されれば、環境事故発生時（運用中の基地）や返還跡地における汚染発覚時において、住民は必要以上に不安を抱くことなく行動することができ、行政は住民の理解と協力の下で支障除去・健康被害対策を実施することが可能となり、また、返還合意から引渡しまでを円滑に進めることができる。

本章では、米軍の活動に起因する環境問題における各計画作成及び事業実施、環境事故対応に、

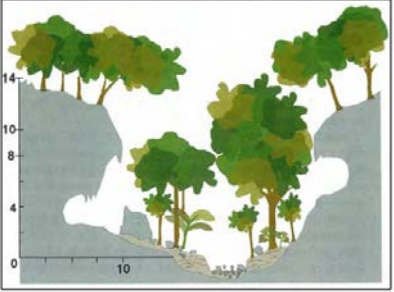
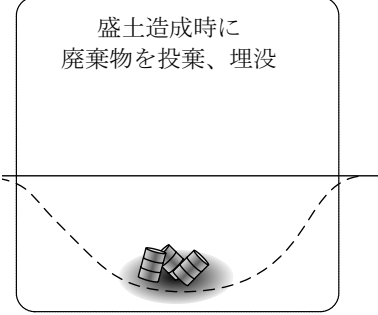
- ・ 県民の安全・安心を確保すること
- ・ 住民の理解と協力を得ること
- ・ 透明性、公正性を確保すること

を目的として、環境保全に資する住民参画と情報公開に関する対応について示す。

なお、本章で言う住民参画とは、行政の計画立案や策定、実施過程において住民が関わることで、行政の意思決定に住民の意見を反映させようとするものである。情報公開とは、行政機関が保有する情報を外部に開示することである。

また、本章では、想定される代表的なケースにおける大まかな流れやポイントのみを記載している。これは、米軍の活動に起因する環境問題は様々であり、事故や汚染の状況等によって、実施主体及び利害関係者の関わり方や取り組み方、懸念すべき事項や課題が大きく異なるために、実際の運用においては個別に判断して柔軟に対応することが必要となるためである。

表 6-1 住民参画・情報公開による対応が必要な課題

自然環境等の保全	支障除去・健康被害対策
<p>基地内に残存する重要な自然環境等が、跡地利用や支障除去の際に消失するおそれがある。</p>  <p>出典：「（仮称）西普天間住宅土地区画整理事業 計画段階環境配慮書」（平成27年2月、宜野湾市）</p>	<p>基地内には土壌汚染や埋設廃棄物が存在することが考えられ、これらに伴い健康被害の生じるおそれもある。</p> 

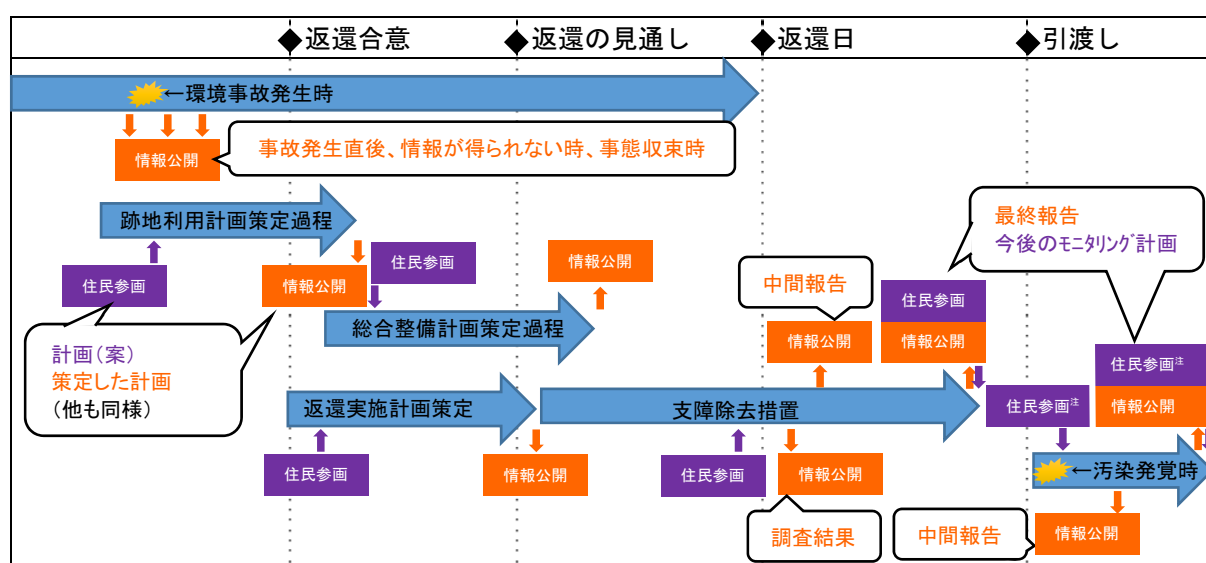
6.1.2 適用契機と対象者

住民参画・情報公開の適用契機と主なタイミング、想定される環境問題等を表6-2に示す。

表6-2 住民参画・情報公開の適用契機

適用契機	環境事故発生時 (運用中の基地)	返還合意から 引渡しまで	返還跡地における 汚染発覚時
主な タイミング	—	・跡地利用計画策定過程 ・総合整備計画策定過程 ・返還実施計画策定及び 支障除去措置 ^注 ・汚染発覚時	—
想定される 環境対策	・支障除去・健康被害対策	・自然環境等の保全 ・支障除去・健康被害対策	・支障除去・健康被害対策
想定される 環境対策の 実施主体	・米軍	・国 ・県 ・市町村	・国 (状況によって異なる可能性がある)
関連する 規定等	・日米地位協定 ・環境に関する協力に ついて ・合衆国の施設及び区域へ の立入許可手続 ・在日米軍に係る事件・ 事故発生時における 通報手続 ・環境原則に関する 共同発表 ・日本環境管理基準(JEGS) ・環境補足協定	・跡地利用推進法 ・土壌汚染対策法 ・廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 等	・土壌汚染対策法 ・廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 等

注：返還実施計画は、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針を大まかに示すものである。支障除去措置とは、返還実施計画策定後の具体的な汚染状況の調査計画の策定、調査の実施、支障除去作業といった一連の流れを指す。



注：環境汚染や健康被害の拡大を未然に防ぐために緊急の対応が必要な場合、住民参画の実施は現実的に難しいこともある。

図6-1 住民参画・情報実施のイメージ

自然環境等の保全や支障除去・健康被害対策といった課題によって利害関係者が異なるため、それぞれの課題について適切に対象者を選定する必要がある。表 6-3 に対象者の区分と自然環境等の保全と支障除去・健康被害対策において対象者に想定される影響を示す。

なお、本章で言う「住民」とは、県内の米軍基地の土地所有者、地域住民及び沖縄県民のことである。

表 6-3 住民参画の対象者

対象者	土地所有者	地域住民 (土地所有者である場合を含む)	県民 (土地所有者である場合を含む)
対象者の定義	・土地所有権を有する者 (場合によっては軍用地地主会など土地所有者の代表)	・米軍基地の周辺に住む者 (米軍の活動に起因する環境事故の場合は、その発生場所が存在する市町村に住む者を想定するが、汚染の規模により変わると考えられる。 また、返還跡地の場合、返還された土地に住む住民も含む)	・沖縄県民
想定される影響	・汚染の残置により土地を所有する者が不安を抱くおそれがある。 ・自然環境等の保全のために、跡地利用へ制約がかかるおそれがある。	・汚染の残置によりそこに住む者が不安を抱くおそれがある。 ・土地の汚染により、健康被害を受けるおそれがある。	・返還予定地の中に存在する重要な自然環境等が跡地利用や支障除去の過程で失われるおそれがある。

これらの他に、第三者の立場で評価や助言を行う者、地域住民のサポートをする者、調整役やオブザーバーとなる者として、

- ・学識経験者、専門家
- ・自治会長等
- ・県、市町村、教育委員会

が住民参画の対象の候補としてあげられる。

また、特に支障除去・健康被害対策においては、リスク評価に詳しい学識経験者、専門家の他に、過去の汚染情報等に詳しい者として、

- ・軍用地地主会、自治会、その他地域に詳しい団体、個人
- ・近隣の自治会長等

も候補となる。

なお、情報の公開先を限定することは難しく、また、対象とならなかった者の不満や不安の原因となるおそれがあることから、情報公開については対象者を区別せずに実施する。

6.1.3 住民参画・情報公開の手法

ガイドラインにおいて取り扱う住民参画・情報公開の手法を表6-4に示す。

なお、同じ手法であっても、状況に応じて対象者の関与の程度を調整する必要がある。

具体的な関与の程度については、以下の①から③の範囲が考えられる。

- ①実施主体と対象者が双方向のコミュニケーションを取ることで、対象者が施策の決定に関与できるもの
- ②対象者が決められたタイミングで実施主体に意見を伝えることができるもの
- ③実施主体からの情報提供のみのもの

また、表6-4に記載はないが、この他にもプレスリリースといったマスメディアを通じた公表の手法があり、これについては必要に応じて適宜実施するものとする。

表 6-4 住民参画・情報公開の手法とその特徴

手 法	特 徴	留意点
『公聴会、説明会』	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の意見を対面で聞く最も直接的な方法である。 ・公聴会では、やりとりを重ねる過程で市民、行政が理解を深めることができる。 ・説明会では、市民が提起する問題に対して回答を重ねていくことで、より適切な事業が実施できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政がすでに固まった案を持ち、一度で終わらせようとする住民の理解を得にくい。行政側にも住民側にもやり取りを重ねて互いに理解を深めながら検討する姿勢が必要である。
『審議会、協議会』 注1	<ul style="list-style-type: none"> ・本章で言う審議会とは、公募された住民委員から構成される合議制の諮問機関とする。 ・審議会では、審議の過程に市民が当事者意識を持って参加することができる。 ・本章で言う協議会とは、学識経験者や利害関係者等から構成される合議制の諮問機関とする。 ・協議会では、協議の過程に専門的知見が反映される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会では、委員就任希望者が少ない場合、意見の多様性が失われるため、期限を定めてより広い人材を探す必要がある。 ・協議会では、専門家の選出は行政であるため「お墨付き」、「行政の隠れ蓑」、「権威付け」といった批判が出ないようにすることが必要である。
『意見書、アンケート』	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートは、住民の意向、ニーズ、満足度などを設問に対して回答してもらうことで調査するものである。自由回答欄を設定し意見をのべてもらうことも可能である。 ・インターネット等を利用することで、多くの住民から意見を収集しやすい。 ・意見書は、住民が意見を文章で表明し、行政に提出するものである。 ・コストが比較的低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの個人意見が集まる可能性があり、全ての意見を汲み上げることは困難であるため、その過程に透明性を持たせることが必要である。
『パブリックコメント』	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で行政案を公表し、広く住民から意見を募集するもの。 ・行政が住民に対して、修正可能な案を示して意見を求め、それを踏まえた最終決定が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの趣旨^{注2}を住民に十分理解してもらう必要がある。 ・行政は、提出された意見・情報に対する考え方を公表する必要があり、そのことに対する費用対効果等を検討することが必要である。
『広報誌、ホームページへの記載』	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページに情報を記載し、不特定多数の人々に広く公開するものである。 ・長期間、広く住民に情報公開が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報の伝達程度を把握する工夫が必要である。

注1：ガイドラインにおける「審議会、協議会」には実施主体の参加を想定する。

注2：パブリックコメントはアンケートや多数決のような多数決原理ではなく、多様性を尊重する制度であり、同一意見の件数の多寡には意味がない。

6.1.4 住民参画・情報公開の留意点

米軍基地に起因する環境問題に係る特殊事情としては、歴史的、社会的背景による県民感情から、環境汚染が発生した際に注目度が高くなること、また、都市部の米軍基地が返還される際には、公共交通も勘案した大規模な跡地利用に関する計画が必要となり、基地内に残った豊かな自然をどのように保全するかといった課題が生じることがあげられる。

このような特殊事情を踏まえ、住民参画・情報公開にあたっては、状況に応じてこれを実施する必要がある。それらについては、「6.2 住民参画・情報公開のありかた」として後述するが、ここではどの状況においても共通の基本的な留意点を以下に示す。

住民参画を効果的かつ円滑に実施するために、各実施主体は、様々な利害関係者から多様で時には相反する意見が寄せられる中で、透明性や費用対効果といった点において配慮しつつ、自然環境の保全や支障除去等の目的を十分に踏まえ、方向性について決定する必要がある。なお、決定の際には、住民の十分な理解と協力を得られるように努めることが大切であるが、支障除去・健康被害対策を含む問題においては汚染の拡大や健康被害を生じさせないことを最優先とすべきである。このため緊急の対応が必要な場合は、住民参画の実施は現実的に難しい場合も想定される。

情報公開の実施にあたっては、国、県、市町村は情報の共有に努める必要がある。情報を公開する際には、次の公開をいつ、どのように行うのか、問い合わせ先はどこになるか等も併せて伝えることで、住民の疑問や不安の払拭に役立つ。また、具体的な情報が入手できない場合、住民の不安を低減するため、必要に応じて現在までの経緯等を公表することが有効である。一方で、暫定的な情報の公開には注意が必要である。更に、個人情報、個人の資産に影響を与えるような情報の公開については、沖縄の米軍基地の土地の所有形態の多くが民有地であることから、特段の配慮が必要である。

その他、環境事故において化学物質による汚染等の状況を住民が理解し、自主的な行動に結びつけるためには、化学物質に関するわかりやすく、かつ十分な情報提供や第三者としての立場での専門家のサポートも必要である。

なお、本ガイドラインは実施主体側が企画・実施する住民参画・情報公開のあり方について示しているが、住民側から要望があった場合にも、上記の留意点を参考にしつつ、臨機応変かつ丁寧に対応することが必要である。

6.2 住民参画・情報公開のあり方

6.2.1 返還合意から引渡しまで

返還合意から引渡しまでにおいて、住民参画・情報公開の対象となる課題として、自然環境等の保全と支障除去・健康被害対策に係るものを取り扱う。

(1) 自然環境等の保全

1) 現状と課題

跡地利用推進法においては、総合整備計画策定時には自然環境等の保全に関して定めるものとあるものの、返還実施計画策定時には特に自然環境等の保全に関しての法的な定めがない。また、市町村等が定める跡地利用計画は任意の計画であり、自然環境等の保全に関しての手順が決まっていない。

なお、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還合意時の事例における住民参画・情報公開については、跡地利用計画の策定段階において学識経験者、専門家、土地所有者代表、国、県、市の職員で構成される協議会が開催されている。同計画は、宜野湾市が土地所有者に対するアンケートや説明会を実施した上で、宜野湾市の広報誌やホームページで公開された。

このように、法に規定されている内容以上の住民参画・情報公開が実施される場合もあるが、全ての返還事例において状況に適した住民参画・情報公開が実施されていないため、必ずしも自然環境等への配慮が十分とは言えない状態である。

貴重な自然環境等は一度失われると再生は極めて困難であることから、地域住民、県民まで含めた住民参画の機会を設け、情報公開を実施し、各種計画に反映させる必要がある。

2) 住民参画・情報公開のあり方

自然環境等の保全に資する住民参画・情報公開のあり方として、米軍基地の返還に係る計画の策定の主体である国や跡地利用に係る計画の策定の主体である県又は市町村は、土地所有者だけでなく地域住民、県民の参画を経て計画を策定するとともに、自然環境等についての情報を広く公開するものとする。

例えば、市町村や県が策定する跡地利用計画では、主にゾーニングや用途が定められることから、策定過程において適切な時期に住民参画・情報公開を行う。

また、国も同様に、返還に際して策定する返還実施計画や支障除去措置において、住民参画・情報公開を実施する。

なお、米軍基地の返還や跡地利用に係る計画の策定などの実施主体は異なることから、住民参画を行った場合、各実施主体は、可能な限り情報を共有することにより実施の重複を避けるなど、対象者への負担に配慮する必要がある。

また、計画の実施主体は、以下の4つの観点から総合的に判断し対象者や手法を設定する。

- ①自然の豊かさ、希少性や重要性
- ②返還予定地の規模
(公有地と私有地の割合、土地所有者の数、跡地利用計画の内容)
- ③市街地からの距離(周辺人口や跡地利用計画の内容)
- ④その他各実施主体が特別に必要と考える要素

表 6-5 に、前述の①から③の観点を踏まえて想定した4つのケースを示し、表 6-6 に各ケースにおける住民参画・情報公開のタイミングと内容(タイミングと内容はすべてのケースで共通する)、手法等を参考として示す。なお、これらはあくまでも想定であり、基地ごとの実際の状況に応じて前述の④を考慮し、最適な手法の組み合わせを選択する必要がある。

表 6-5 想定したケースの内容

ケース
(ア)自然が豊かであり、規模が大きく、市街地が近いケース 大規模な跡地利用計画があり注目度が特に高いことが想定されるため、地域住民や県民からの意見を求めつつ土地所有者の意向を尊重することが必要である。 土地所有者が多いことも想定され、その場合は土地所有者同士での合意形成の場も必要となる。
(イ)自然が豊かであり、規模が大きく、市街地から遠いケース 希少性や重要性は高い場合においても大規模な跡地利用計画がないことが想定されるため、地域住民や県民からの意見を参考に土地所有者の意向を尊重することが必要である。
(ウ)自然が豊かでなく、規模が大きいケース(市街地からの距離によらず) 環境保全の対象となるような自然が含まれる可能性は低いことが想定されるため、地域住民や県民からの意見を参考に土地所有者の意向を尊重することが必要である。 市街地が近い場合は土地所有者が多いことも想定され、その場合は土地所有者同士での合意形成の場も必要となる。
(エ)規模が小さいケース(自然の豊かさ、市街地からの距離によらず) 道路拡張に伴う一部返還などの場合、環境保全の対象となるような自然が含まれる可能性は低く注目度も高くないことが想定されるため、土地所有者から意見を求めることが必要である。

表 6-6(1) 自然環境等の保全に向けた住民参画・情報公開のあり方（タイミング別の内容）

タイミング	住民参画	情報公開
・跡地利用計画 策定過程 【主体】 市町村(または県)	【内容】 ・跡地利用計画と自然環境の保全、 回復について	【内容】 ・策定した跡地利用計画
・総合整備計画 策定過程 【主体】 市町村または県	【内容】 ・総合整備計画と自然環境の保全、 回復について	【内容】 ・策定した総合整備計画
・返還実施計画 策定及び支障除去措置 【主体】 国	【内容】 ・返還実施計画に係る調査と 自然環境の保全、回復について	【内容】 ・策定した返還実施計画 及び支障除去措置の内容

表 6-6(2) 自然環境等の保全に向けた住民参画・情報公開のあり方（ケース別の手法）

ケース	住民参画			情報公開
	土地所有者	地域住民	県民	
(ア) 自然が豊かであり、規模が大きく、市街地が近いケース				
各計画 共通	【手法】 ・公聴会、説明会 ・審議会、協議会 ・意見書、 アンケート	【手法】 ・公聴会、説明会 ・意見書、アンケート ・パブリックコメント		【手法】 ・広報誌、 ホームページ
(イ) 自然が豊かであり、規模が大きく、市街地から遠いケース				
各計画 共通	【手法】 ・公聴会、説明会 ・意見書、 アンケート	【手法】 ・意見書、アンケート		【手法】 ・広報誌、 ホームページ
(ウ) 自然が豊かでなく、規模が大きいケース（市街地からの距離によらず）				
各計画 共通	【手法】 ・公聴会、説明会 ・審議会、協議会 ・意見書、 アンケート	【手法】 ・意見書、アンケート		【手法】 ・広報誌、 ホームページ
(エ) 規模が小さいケース（自然の豊かさ、市街地からの距離によらず）				
各計画 共通	【手法】 ・公聴会、説明会 ・意見書、 アンケート	【手法】 なし		【手法】 ・広報誌、 ホームページ

(2) 支障除去・健康被害対策

1) 現状と課題

支障除去・健康被害対策に関する住民参画・情報公開の現状として、国は跡地利用推進法に基づき、返還実施計画策定時に県知事及び関係市町村の長に意見を聴き、関係市町村の長は国に対し意見を申し出るときは、土地所有者の意見を聴取している。また、計画策定後は遅滞なくその旨を県知事及び関係市町村の長に通知し、計画に基づき措置を講じている。なお、国は、支障除去のための調査計画や、支障除去の結果についてホームページでの公開を行っている。

以上のように、現状としては、土地所有者のみに意見を述べる場があり、基地周辺の地域住民が意見を述べる場が法的には整備されていないという課題がある。

土地の汚染により地域住民が影響を受ける可能性もあり、住民の安全・安心を確保して円滑に跡地利用を進めるためには、地域住民（影響の範囲を考慮して、場合によっては県民まで）を含めた住民参画・情報公開について検討する必要がある。

2) 住民参画・情報公開のあり方

支障除去・健康被害対策に向けた住民参画・情報公開のあり方として、国は返還実施計画策定時においては、土地所有者に対して住民参画・情報公開を行う。

現地調査の結果として汚染が確認されない場合は、その結果についての情報公開を実施するものとする。

調査の結果、汚染が確認された場合のうち、周辺にまで健康被害の生じるおそれがない場合は土地所有者のみを住民参画の対象とし、周辺にまで健康被害の生じるおそれがある場合には地域住民まで対象を広げて支障除去に関する住民参画を行うものとする。

なお、県民に対しては適宜情報公開を実施するなど、状況に応じて対象を設定する必要がある。

県及び市町村は、上記の住民参画・情報公開を円滑に行えるよう、返還実施計画案に対し、適切に意見を述べるとともに、国と連携した情報の公開を行うものとする。

表 6-7 に、想定される住民参画・情報公開のタイミングと内容、手法等を示す。

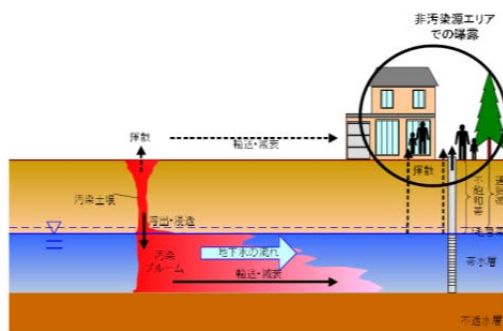


図 6-2 健康被害についてのイメージ図

出典：「土壌・地下水汚染対策におけるリスク評価の活用についてのガイダンスの作成」(2014、第20回地下水汚染とその防止対策に関する研究集会講演集、S5-15 中島誠・山田優子・鈴木弘明・白井昌洋・伊藤豊・リスク評価モデル普及・ツール化検討部会)

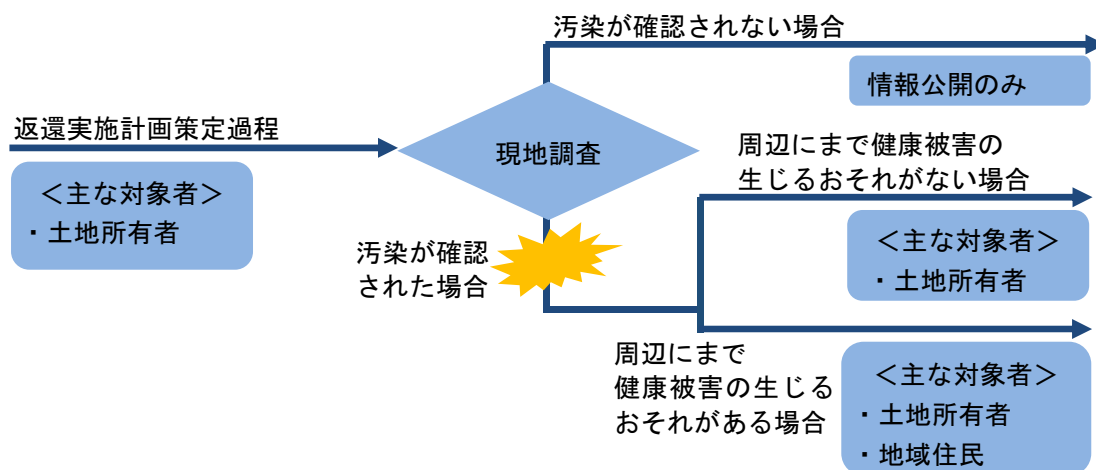


図 6-3 支障除去・健康被害対策の対応フロー

表 6-7 支障除去・健康被害対策に向けた住民参画・情報公開のあり方

タイミング	住民参画		情報公開
	土地所有者	地域住民	
1. 返還実施計画 策定時 【主体】 国	【内容】 ・返還実施計画について	—	【内容】 ・策定した返還実施計画
	【手法】 ・公聴会、説明会 ・意見書、アンケート	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
2. 調査実施後、汚染が確認されない場合			
・調査終了時 【主体】 国	—	—	【内容】 ・汚染状況調査結果
	—	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
3. 調査実施後、汚染が確認された場合			
(1) 周辺にまで健康被害の生じるおそれがない場合			
・支障除去計画 策定時 【主体】 国	【内容】 ・支障除去計画について	—	【内容】 ・策定した支障除去計画
	【手法】 ・公聴会、説明会 ・審議会、協議会 ・意見書、アンケート	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
・中間報告 【主体】 国	—	—	【内容】 ・進捗及び今後の見通しなど ^注
	—	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
・支障除去 完了時 【主体】 国	【内容】 ・モニタリング計画について	—	【内容】 ・支障除去結果
	【手法】 ・公聴会、説明会 ・審議会、協議会 ・意見書、アンケート	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
(2) 周辺にまで健康被害の生じるおそれがある場合			
・支障除去計画 策定時 【主体】 国	【内容】 ・支障除去計画について	—	【内容】 ・策定した支障除去計画
	【手法】 ・公聴会、説明会 ・審議会、協議会 ・意見書、アンケート	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
・中間報告 【主体】 国	—	—	【内容】 ・進捗及び今後の見通しなど ^注
	—	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
・支障除去 完了時 【主体】 国	【内容】 ・モニタリング計画について	—	【内容】 ・支障除去結果
	【手法】 ・公聴会、説明会 ・審議会、協議会 ・意見書、アンケート	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
4. モニタリング			
・中間報告 【主体】 国	—	—	【内容】 ・進捗及び今後の見通しなど ^注
	—	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ
・モニタリング 完了時 【主体】 国	—	—	【内容】 ・モニタリング結果
	—	—	【手法】 ・広報誌、ホームページ

注：中間報告段階において、速報値や簡易計測結果のような暫定的な数値は後の分析結果と異なる可能性があり、混乱を招く恐れがあるため基本的には発表しないことが望ましい。

参考文献 1：北村喜宣 著『自治体環境行政法〔第7版〕』（第一法規、2015年）

2：高橋秀行・佐藤徹 編著『新説 市民参加〔改訂版〕』（公人社、2013年）

3：常岡孝好 著『パブリック・コメントと参加権』（弘文堂、2006年）

参考：返還予定の基地における住民参画・情報公開について（「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（平成7年法律第102号）より抜粋）

（返還実施計画）

第八条

- 3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 関係市町村の長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

（市町村総合整備計画）

第二十条

- 4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 5 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、沖縄県知事に報告しなければならない。

（県総合整備計画）

第二十一条

- 2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告し、かつ、関係市町村の長に通知しなければならない。

6.2.2 環境事故発生時（運用中の基地）

環境事故発生時（運用中の基地）において住民参画・情報公開の対象となる契機とは、「米側から日本側への環境事故発生の通報があったとき」、「米側からの通報はないが、日本側として環境汚染を疑う事象が発生したとき」とする。

(1) 環境事故発生時における支障除去・健康被害対策

1) 現状と課題

事故が発生した場合の米軍から日本側への通報の基準は、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手段」で定められているものの、明確な記述ではないため、実際は、米軍の判断に委ねられている。また、「環境原則に関する共同発表」では、日本環境管理基準（JEGS）に従うことと定められているが、運用実態が不透明である。なお、平成27年に環境補足協定が締結されたが、環境事故発生時の立入りについては、米軍からの通報があった場合が対象となっている。

以上のように、環境事故発生時（運用中の基地）の対応に関しては、米軍の裁量による部分が大きく、国、県、市町村が個別に情報収集や現地確認等を試みても十分な成果を得ることができないことも多い。一方、米軍から通報があった場合の日本側（国、県、市町村）の情報公開の基準や手順も明確ではない。

したがって、米軍から情報を収集し、情報公開を実施することによって、地域住民をはじめとする人々の不安を払拭することが必要である。それとともに、通報があった場合の日本側（国、県、市町村）の対応についても平常時から話し合い、米軍も含めた連携について考えておくことが必要である。

2) 住民参画・情報公開のあり方

環境事故の発生に備えて、平時から国、県、市町村は米軍との連携のあり方について協議しておき、環境事故時には協力して情報の収集及び共有を行い、事態に合わせて臨機応変に対応できるようにすることが必要である。

環境事故発生時は、その場所だけでなく周辺にまで健康被害の生じるおそれがあり、緊急の対応が必要であることから、事故直後の住民参画の実施は現実的に難しいことも多いと考えられる。しかし、県民の安全・安心の確保のために、国、県、市町村は、連携して米軍へ情報の公開について働きかけ続ける必要がある。

なお、情報公開については、事故対応が米軍主導で行われるため、本来であれば実施主体は米軍となることが望ましいが、必要に応じて国、県、市町村も連携し、要請や情報公開を随時行うものとする。米軍は、通報する基準について明らかにするとともに、国、県、市町村等からの要請等に対し迅速かつ誠実に対応することが望まれる。

また、米軍からの通報はないものの日本側として環境汚染を疑う事象が発生したときにおいても、平時に協議した連絡経路に基づき米軍へ事実確認の要請を行い、米軍が情報公開を行うことが望まれる。しかし、通報がない事態においては米軍から十分な情報が得られないことも想定されるため、その場合には必要に応じて国、県、市町村が連携して働きかけ続けるとともに、その状況について情報公開を随時行うことが望ましい。

表 6-8 に、想定される情報公開のタイミングと内容、手法等を示す。

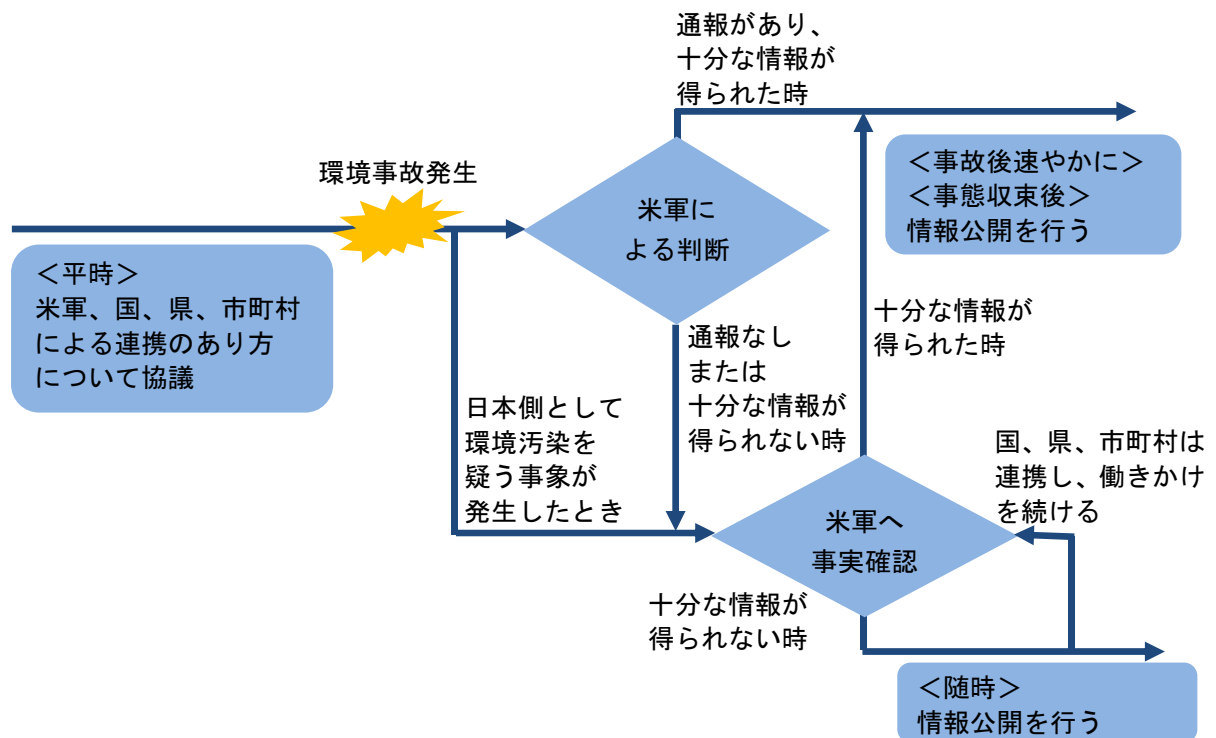


図 6-4 環境事故発生時（運用中の基地）における対応フロー

表 6-8 環境事故発生時（運用中の基地）における情報公開のあり方

タイミング	情報公開
・環境事故 発生後速やかに 【主体】 国、県、市町村	【内容】 ・事故の状況、経緯について（情報収集できた範囲で） ・汚染物質の情報について（健康への影響、使用状況等） ・支障除去の計画について ・各機関の対応状況について 【手法】 ・広報誌、ホームページ
・十分な情報が 得られない時 【主体】 国、県、市町村	【内容】 ・関係機関の情報収集状況と経緯等について 【手法】 ・広報誌、ホームページ
・事態収束時 【主体】 国、県、市町村	【内容】 ・事故の状況、経緯について ・汚染物質の情報について（健康への影響、使用状況等） ・支障除去の結果について ・モニタリング計画について 【手法】 ・広報誌、ホームページ

参考：HH60G ヘリコプター墜落事故を事例とした望ましいあり方

平成 25 年 8 月 5 日、嘉手納基地所属の HH60G ヘリコプターがキャンプ・ハンセン中部訓練場内に墜落し、炎上した。

墜落地点が飲料水用の貯水池である大川ダムのすぐ側であったため、燃料等の流出、放射性物質による汚染への不安から、墜落現場である宜野座村は取水を約 1 年間停止した。

本事例における現状と、それに対する望ましいあり方を以下に整理した。

HH60G ヘリコプター墜落事故の事例における情報公開の現状と望ましいあり方

タイミング	現 状	望ましいあり方
環境事故発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は国経由で事態の確認及び調査のために立ち入りの申請をしたが、許可されなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち入りが許可されない場合は県民の理解を得るために、その明確な理由を含めて現在の状況をより詳細に説明することが望ましい。
調査結果公表時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍の調査結果を国が公表した。 ・ 県の調査結果を県が公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国または県が情報を集約し、今後の調査予定等も含めた全体像がわかるような説明会を開く等、積極的な情報公開の場を設けることが望ましい。
事態収束時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍の調査結果を国が公表した。 ・ 県の調査結果を県が公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国または県が情報を集約し、説明会を開く等の積極的な情報公開の場を設けることが望ましい。

6.2.3 返還跡地における汚染発覚時

返還跡地における汚染発覚時において住民参画・情報公開の対象となる契機とは、「返還跡地で米軍活動に起因する汚染が発覚したとき」とする。

(1) 支障除去・健康被害対策

1) 現状と課題

返還跡地における汚染発覚時の調査や支障除去・健康被害対策については、明確な法的根拠はなく、国は、個別に対応している状況にある。平成24年の跡地利用推進法改正により、徹底した支障除去を行うことになっているが、改正以前に返還された跡地については、今後も埋設廃棄物の発覚等に関連した問題が発生することが危惧される。

また、汚染発覚時の支障除去・健康被害対策に係る計画立案の段階から住民参画・情報公開を実施すべきとの県民からの要望もあり、今後、国、県、市町村の対応や連携を明確にし、地域住民をはじめとする人々の不安を払拭する仕組みづくりが必要である。

2) 住民参画・情報公開のあり方

返還跡地における米軍活動に起因する新たな汚染が発覚した場合の住民参画・情報公開は、国が実施することが望ましい。

汚染が発覚した場合は、周辺の地域住民に健康被害の生じるおそれがある中で、汚染の状況によっては緊急な対応が必要な場合も想定される。そのため汚染が発覚した際は、第一に緊急性について検討する必要がある。

緊急な対応が必要な場合は時間をかけて住民参画を行うことができないため、あり方としては、実施主体が異なるものの「環境事故発生時（運用中の基地）における支障除去・健康被害対策」（表 6-8 参照）と同様に情報共有や迅速な対応に努めるものとする。

一方で、緊急な対応が必要とされない場合、支障除去・健康被害対策の実施主体は「返還合意から引渡しまでにおける支障除去・健康被害対策」における汚染が確認された場合（表 6-7 参照）と同様に住民参画・情報公開を実施するものとする。

なお、県、市町村においては、周辺環境調査に係る各自の調査結果について適切な情報公開を行うよう努めるものとする。

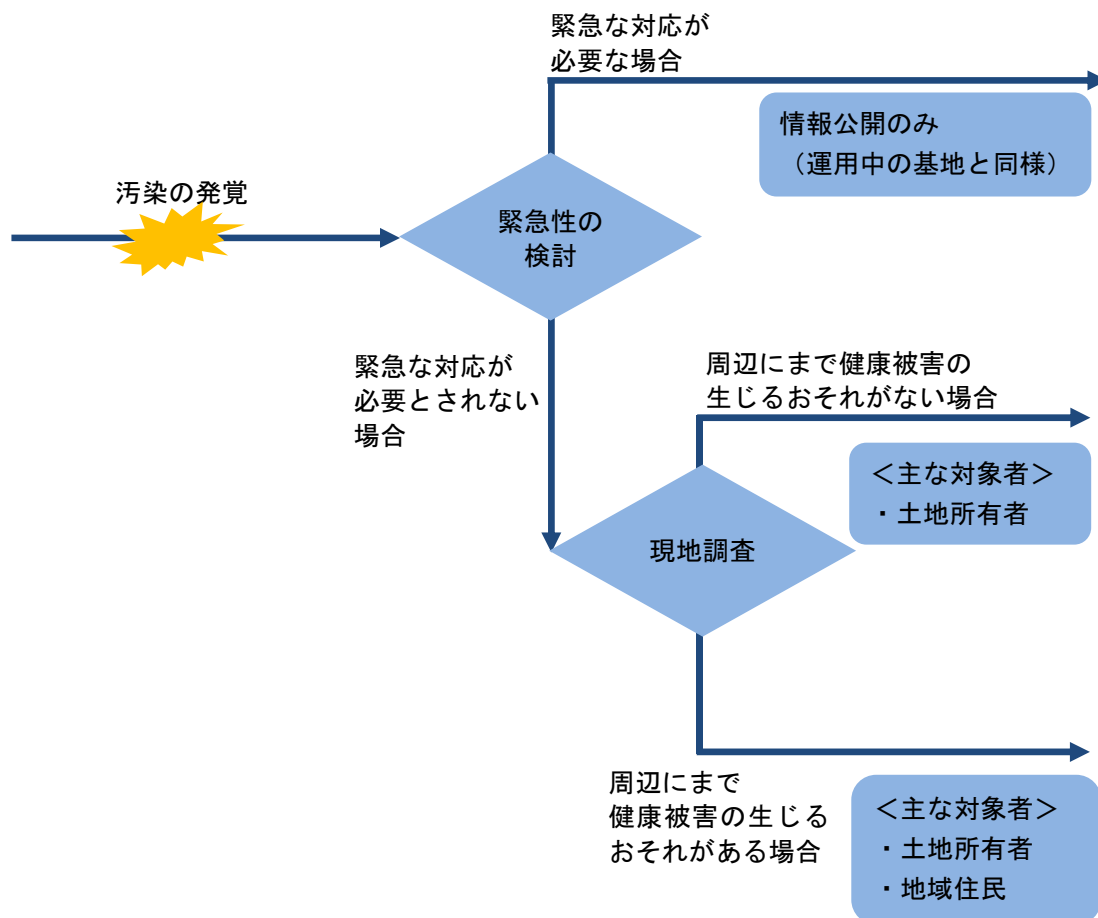


図 6-5 返還跡地における汚染発覚時の対応フロー